

2015年ベトナム民法典の解釈・施行の現状

JICA長期派遣専門家

塚原正典

第1 はじめに

2015年11月24日に国会で採択され、2017年1月1日に施行日を迎えているベトナム民法典（法律番号91/2015/QH13、以下「2015年民法」という）は、本稿作成時点で1年以上施行されていることになる。ベトナムとして、1986年のドイモイ政策に起源を有する「社会主義志向の市場経済」整備を続けていることを背景に、1995年に同国にとって初めての民法典（法律番号44-L/CTN）が採択され、2005年の全面改正を経て（法律番号33/2015/QH11、以下「2005年民法」という）、さらなる市場経済に対応することを目的とした2015年民法が成立したのである。実際にも、同民法では、法主体の整理、表見代理に類似¹した規定の採用に代表される取引への安全への配慮の強化、国際標準的な概念である「最密接関係地法」を準拠法選択の基本とする国際私法部分（同民法第5編）の採用など、市場経済に親和的な方向に進化していると評価することが可能であると思われる。

ベトナム司法省は、2016年10月31日に、「2015年民法典に関する法規範文書の精査結果の報告（以下、「2015年民法典報告」という）」を政府首相に提出し、施行日の到来に備えている。2018年1月には、同省民事経済法局（Department of Civil and Economic law, 以下「CED」という）が当プロジェクトの支援のもと、「2015年民法典の新たな基本的事項」という名称の2015年民法典解説書（以下「2015年民法典解説書」という）を司法関係者向けに出版・配布している。それ以外にも当プロジェクト活動の一貫として民法の普及あるいは上記解説書作成のために意見聴取を目的とするセミナーを複数回開催しており、筆者も参加している。さらに筆者は、2015年民法に密接な関係を有する担保登記を主幹する司法省国家担保取引登録局（National Registration Agency of Secured Transaction, 以下「NRAST」という）の活動に参加するだけでなく、ベトナムにおける登記についてのJICA調査団のメンバーとして財産登記及び担保登記につき調査し、その現状を理解することができた。これら文書の内容及び筆者が参加した各種活動から得られた経験からは、2015年民法の施行日経過後においても、実現が事実上又は制度上、困難又は不可能となっている規定、そもそも成立時点から現時点に至る

¹ 142条、143条は、無権代理人の行為の帰属に関する条文であるが、それら1項b号は「本人が知ったが合理的期間内に異議を述べなかった」場合に、本人に効果帰属すると定める。この書きぶりは、無権代理行為は本人に効果帰属しない、という原則と整合するのかが疑問が残る。通説的見解によれば、表見代理は無権代理の範疇に含まれることを考えれば、筆者は、ベトナム流の（日本とは異なった）無権代理行為の理解を基礎とする142条1項c号、143条1項c号を表見代理そのものと呼ぶことに躊躇するため、それらを表見代理に類似する、と記載している。

まで制度趣旨の統一的理解がされていないと思われる規定、成立当時と比してベトナム側の理解がより明らかになった規定（成立当時の日本側の理解と異なっていることが判明したものを含む）、等が明らかになってきた。

以下に、「2015年民法典報告書」、「2015年民法典解説書」の記載、及び各種セミナー等で筆者が接することができた見解に基づき²、以下に、それら規定の状況を説明することにする。但し、筆者が紹介できるものは、それら規定の代表的なものの一部にすぎず、また、意見、評価にわたる部分は筆者の私見であり、JICAや当プロジェクトを代表した見解でないことを申し添える。また、以下に引用する条文は特段の記載なき限り2015年民法のそれである。

第2 法主体における世帯の扱い

2015年民法は、2005年民法が法主体として認めていた「世帯」「組合」を原則的に法主体から外し、法主体性を個人（＝自然人）、法人の2つに整理している。しかし、1993年土地法（法律番号24-L/CTN）以来、2014年7月1日から施行されている現行土地法（法律番号45/2013/QH13）まで、一貫して世帯を土地使用者と想定しており、世帯の法主体性を認めている。そのため、一般のベトナム人の間では、「世帯ごとに土地所有権が与えられる」との理解が確立しているのが実情である。2015年民法もこの状況を踏まえて、101条1項で世帯等の組織の各構成員が法主体であることが原則であることを述べつつ、同条2項で「土地を使用する世帯の参加がある民事関係の主体の確定は、土地法の規定に基づき行われる」と規定する。

2015年民法改正作業時には、構成員が頻繁に変動する可能性があり、どの時点、どの範囲に属する構成員を「世帯」と捉えるかが不明確であるこの概念を今後、存続させることにつき、日本側からは否定的な意見を述べ続けていた。この懸念については、少なくとも起草担当者間では共有ができていたとの印象であった。しかしながら、現行土地法や、その後成立した土地所有権に関連する法令³が世帯の法主体性を認めていることに加えて、土地所有権の主体は世帯であるという理解が深く浸透している社会的現実から、起草担当者も土地所有権においては例外的に世帯に法主体性を認めざるを得なかったものと思われる。

今後、土地法等の改正により、土地所有権における世帯の法主体性が否定される可能性はありうるが、仮にその改正があったとしても、ベトナム社会の現実的状况から考えれば

² なお、日本その他の国では、条文の具体的運用を理解するための有効な手段として裁判例の研究があることは言うまでもない。この点に関して、2017年3月16日に発行された、裁判所ウェブサイト上での判決、決定公開に関するベトナム最高人民裁判所（Supreme People's Court 以下「SPC」という）裁判官決議03/2017/NQ-HĐTPに基づき、近時、SPCのウェブサイトにて、実際の事件で言い渡された判決を確認できるようになった。しかしながら、少なくとも本稿作成時点においては、条文番号に基づく裁判例検索が不可能であるため、調査をしたい条文に関する裁判例を見つけることが困難であることが残念である。

³ 2017年10月15日に施行された、土地所有権を含んだ担保措置登記について詳細を定める議定（102/2017/NĐ-CP）においても、世帯が登記の主体になりえることを前提にしている。

ば、いわば外縁が曖昧な法主体である「世帯」概念がベトナムの法制度から完全になくなるには相当の長期間を有すると思われる。

第3 財産に対するその他の権利に関して

財産に対するその他の権利には、①隣接不動産に対する権利⁴②享用権③地上権が含まれ(159条2項)、それら権利の排他性に基づく請求権を定めるなど、物権的効力があることが前提となっている(164条)。この3つの権利のうち、以下に、享用権、地上権に関する状況、それら権利に対する「2015年民法典報告書」「2015年民法典解説書」の記載から理解される内容等につき、紹介したい。

1 享用権の対象

享用権とは、他人の所有権に属する財産を一定の期間において利用し、天然果実、法定果実を享受する権利(257条)であるが、いかなる財産がこの権利の対象となるかにつき、現状では未だ明確になっていないようである。

その理由は、「2015年民法典報告」において、享用権を規定する257条は同権利の対象となるのは「他の所有権に属する財産」のみであるため、対象財産に知的財産、株式などが入るか不明であるため、特殊な民事関係における同権利を研究して具体化する必要がある、旨が記載されているからである。同報告書から1年以上経過して発刊された「2015年民法典解説書」においても、同権利の対象は2015年民法が規定する財産の全てにわたる旨を述べながら、「2015年民法典報告」と同様の表現で、企業、投資、証券などに関する法令における株式等の規定のなど、特別な民事関係における享用権の具体化の必要性が説かれている。

以上からは、2015年民法の担当部局であるCED内にも、同法立法時のみならず、同法施行日経過後現在に至るまで、享用権の対象を如何に解するかにつき意見の統一に至っていないのではないか、と思われる。

なお、この点につき、現代の日本であれば、新たに規定された法的権利につき、仮に立法者意思が不明であっても(通常はそのようなことはないと思われるが)、同権利に関する具体的事件が提訴された際に裁判所によりなされる解釈が積み重なることで、対象を含めた権利の詳細が明確化していくこととなろう。しかし、法律の条項の意味内容を具体化するための下位法規範がいくつも作られるベトナムの現状を考えると、裁判所の判断による速やかな明確化を期待することはそれほど簡単であるとは思われない。

2 ベトナム側が想定している地上権使用の具体例及びそれにより推測される他の制度に対する理解

地上権とは、他人の使用権に属する土地、水面、土地及び水面上の空間、並びに地下を利用する権利(267条)である。原文を直訳すると「表面権」となり、水面上の空

⁴ 他人の所有権に属する他の不動産(権利享受不動産)の開発に役立てることを目的として、ある不動産(権利負担不動産)上で行使される権利(245条)。日本民法の地益権に類似する権利であるが、法律の規定により確立する法定地益権をも含んでいる。

間も権利の対象になることにつき、ベトナム語上の齟齬はない。

(1) 「2015年民法典報告」は、地上権が使用される想定具体例として、「Aが使用権を有する土地に、不動産事業者Bを権利者とする地上権が設定され、Bがマンションを建設して、各戸を多数人（説明の便宜のため、以下C1～C5とする）に売却する」事案が挙げられている。筆者にとって興味深いのは、同報告書が、この場合C1～C5は、「Bの地上権の範囲内でマンションの各戸を所有できる」と記載している部分である。従来から、マンション各戸所有者それぞれが如何なる敷地利用権を如何なる割合で持っているのか、は疑問の一つであった。マンション各戸の所有権については登記され、「土地使用権、住宅及び土地付着財産所有権証明書」に記載されるのであるが、その敷地利用権については全く記載がないからである。筆者の経験上、かかる敷地利用権の種類及びその持分割合について、ベトナム側に質問しても、明確な回答を得たことはなかった。これにつき、上記具体例では、敷地利用権を持っているのは、あくまで地上権者Bである、と読むことができる。かかる理解を前提とすれば、ベトナムにおいては、マンション各戸の所有者は、敷地利用権の持分を持つことはなく、あくまで敷地利用権者から、敷地利用を許容されている、又は持分を観念できない、使用貸借類似の弱い権利を敷地利用権者から与えられている、にすぎないと解することができるのではないか。

(2) 「2015年民法典解説書」では、地上権設定の具体例の一つとして投資プロジェクトを実施しようとする企業が、当該プロジェクト実施のために必要な土地を使用するために地上権を設定することが挙げられている。その中で、当該企業は、当該企業の選択肢として①土地使用権を他者から譲渡してもらう、または国から交付を受ける②土地使用権者から地上権設定を受ける③土地を賃借する、の三つがあるとして、その中で②地上権設定を受けることのメリットを説明しているのである。

その説明によれば、①土地使用権の譲渡を受けるには多大な資金が必要であるし、また国から交付を受けられるかは、当該地域の土地使用計画に基づく、投資家用に割り当て可能な土地がどれだけ残っているか次第であって不明確である、というデメリットがあるという。そこで、当該企業は、土地使用の費用を減らすためには、②地上権設定③賃貸借のいずれかを選択することができるとしつつ、②地上権設定の場合は、「権利者である当該企業は、物権を有しているので、地上権の賃貸、譲渡、など、土地使用権者に近い権限を有している」とするのみならず、「賃貸借は債権であるので、貸主である土地使用権者は、損害賠償を支払うことで、一方的に賃貸借契約を終了させることができるが、物権である地上権設定の場合は、そのような土地使用権者による一方的終了を受けることがない」旨を説明する。

これにつき、筆者が興味を惹かれるのは、「賃貸借における貸主は損害賠償をすることで一方的に賃貸借契約を終了させられる」旨の部分である。428条は、契約の一方的終了について規定するが、その1項では「一方当事者は、相手方当事者が契約上の義務に重大違反をした、当事者間に合意がある、又は法令に規定があるときは、損

害賠償をすることなく契約を一方的に終了できる」としつつ、同条5項は「契約履行の一方的な終了がこの条1項の規定に基づかない場合は、契約の履行を一方的に終了するものは義務違反当事者と確定され、本法典その他の法律の規定するところによる」と規定し、同条4項は、義務違反者は相手方当事者に損害賠償しなくてはならない旨を規定する。

「民法典解説書」の上記説明からは、契約の履行の一方的終了について規定する428条は、一方当事者は、他方当事者に契約違反等があったときに契約を終了させることができることは当然として(同条1項)、他方当事者に契約違反等がない場合でも損害賠償をすれば契約を一方的に終了させられることを肯定的に解している(同条5項)、と読むことができるのではないか。この理解が正しければ、少なくとも2015年民法は、「合意は守らなければならない(pacta sunt servanda)」のルールよりも、いわゆる契約を破る自由を重視していると理解することも可能ではないか、と筆者には思われた。

しかし、複数のCED関係者に、この理解につき確認したところ、2015年民法は、「合意は守らなければならない(pacta sunt servanda)」のルールを重視しているとの回答が得られた。「民法典解説書」の上記説明は、物権である地上権と、債権である賃貸借の差を際立たせるためのものにすぎない、ということであろうか。

第4 不動産である財産に対するその他の権利の登記

105条1項は、「不動産⁵である財産に対する所有権その他の権利は、本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される」と規定している。そして、不動産である財産に対するその他の権利には、既述ごとく、①隣接不動産に対する権利②享用権③地上権が含まれる(159条2項)。

しかしながら、現実には、不動産である財産に対するその他の権利は登記することができない状態が現時点においても継続している。その理由は、それら権利の登記を行う手続規定の欠缺である。土地使用権、住宅所有権等の登記を行う土地登記事務所は、司法省ではなく、天然資源環境省の管轄下にある。そのため、ベトナムの現状においては、後述する不動産への抵当など担保設定などのように、司法省と天然資源環境省が共同して登記手続を定める合同通達を発行することが必要となるが、未だそのような合同通達は発行されていない。

ゆえに、不動産に関するその他の権利が登記されるようになるには、その合同通達の発行と、それに基づいて、土地登記事務所で使用されている「土地使用権、住宅及び土地付着財産所有権証明書」の書式及び同事務所で使用されている登記システムの変更が必要となる。司法省も「2015年民法典報告」において、その登記についての新たな法規範文

⁵ 不動産とは、①土地②土地に付着した住宅、建築物③土地、住宅、建築物に付着したその他の財産④法令の規定に基づくその他の財産であり(107条1項)、将来に完成する財産を含む(105条2項)。

書の発行の必要性を説いている。しかし、本稿作成時点で、その合同通達発行並びにそれに基づく書式及びシステム変更が、今後直ちになされる気配は見られない。

つまりは、不動産に関するその他の権利の登記ができない状態が今後も一定期間継続し、結果的にそれら権利を規定する2015年民法の条文が空文化し続けるように思われる⁶。

第5 担保措置⁷の登記

動産、不動産に関わらず、全ての担保措置は、NRAS Tが管轄している。飛行機、船舶を除き、動産登記についてはNRAS Tが所管する担保取引登記事務所（ハノイ、ダナン市、ホーチミン市にある）にて扱われるが、土地使用权、住宅及びその他土地付着財産に対する担保設定手続は、天然資源環境省所管の土地登記事務所が扱っている。この担保登記については、司法省と天然資源環境省の合同通達が存在してきたため（現在効力を有する合同通達は09/2016/TTLT-BTP-BTNMT）、先に述べた財産に対するその他の権利と異なり、土地使用权、住宅等の不動産所有権への担保設定であっても登記が可能となっている。

では、先に述べた享用権、地上権等の財産に対するその他の権利への抵当設定はどうだろうか。

まず、前提として、抵当設定の対象になるか否かにつき、条文上は不可能ではないように思われる。なぜなら、抵当を定義する317条によれば、抵当設定対象は抵当設定者所有の「財産」であればよく、「財産」とは財産権も含まれているからである（105条1項）。「2015年民法典解説書」においても、知的所有権その他の財産権に対する担保設定を前提とした既述がある⁸。

かかる理解が正しければ、不動産上のこれら権利に対する抵当設定は、民法上は想定されているにも関わらず、登記についての司法省、天然資源環境省による合同通達の欠缺一より実施ができておらず、この状態は相当長期にわたるといことが予想される。

⁶ なお、筆者が出席したあるセミナーでは、登記を不要とし、又は限定するためであろうが、財産に対するその他の権利はそもそも物権的性質を有しないと解すべきであるという主張、あるいは契約から発生する場合は債権的性質を有すると解すべきであるという主張などが聞かれたことがある。これら見解が多数説になるとは思われませんが、私見では、その背後には、新たな権利に関する登記を可能にするため、複数省庁間で利害調整、合意形成して新たな合同通達を作成することの困難さ、があるように思われる。

⁷ ベトナム法においては、日本のように、抵当、質などの担保措置（原文は *biện pháp bảo đảm* 担保手段のことであるが本稿では原文に忠実に担保措置と訳出する）に「権利」を表す *quyền* が付いていない。

⁸ ただし、同書では、各財産権に対する担保設定について、具体的な下位法規範文書が必要である、とする。

第6 契約外損害賠償責任⁹の成立要件

2005年民法では、契約外損害賠償責任に関して、その成立には行為者の故意または過失が必要であるとしつつ、無過失責任を規定する特別法がある場合にはその特別法を適用すると規定していた（2005年民法604条1項、2項）。つまりは、過失責任を原則とし、例外的に無過失責任となる余地を許容していたのである。

しかし、この制度下では、被害者であると主張する損害賠償請求者が加害者であるとされる行為者の故意または過失を立証しなければならないことになり、損害賠償請求者にとって過度の負担を課すものである、とベトナムでは理解されたようである。実際にも、2015年民法典改正作業時において、少なくとも筆者が参加した意見聴取セミナー等で、ベトナム側参加者から「過失推定の原則を採用すべき」との意見を多く聞くことができた。

日本側は、このような流れに対して、故意または過失の立証責任の行為者への転換の一般化、あるいは無過失責任の一般化は、個人、法人の活動を過度に委縮させるものであり、不当な結果を招来しかねないとして一貫して疑念を示していた。

しかしながら、2015年民法では、契約外賠償責任の成立要件として行為者の故意過失の文言が全く該当条文中に記載されておらず、行為者が①不可抗力、又は②完全な賠償請求者の故意過失、により損害が生じたことを証明した場合のみに、賠償責任を負わない、と規定している（584条1項2項）。この規定を素直に読めば、2015年民法における契約外損害賠償責任は無過失責任を原則としている、と解することも可能であろう。

実際にも、「2015年民法典報告」では、損害賠償請求者の立証事項として①損害の発生②被請求者の行為と発生した損害との因果関係、を上げるのみであり、加えて、過失責任原則を採用している保険事業法、旅行法の具体的条文を挙げ、これら特別法を2015年民法の契約外損害賠償責任に適合させるための改正を提議している。

「2015年民法典解説書」も、契約外損害賠償責任の成立要件として①損害の発生②違法行為③違法行為と発生した損害の間の因果関係、を挙げているのみである。もっとも同書は、上記3要件を述べた後に、2015年民法の契約外損害賠償責任は、故意過失を要件として完全排除していないことを強調するかの書きぶりを行っているのが興味深い。その論旨によれば、損害発生につき損害賠償請求者の完全な故意過失があった場合は、行為者は損害賠償責任を負わないと定める584条2項の存在がその根拠であるという。これは、損害賠償請求者に完全な故意過失があるとは言えず、かつ、損害発生が不可抗力によるものでない場合、行為者に何らかの故意または過失があるという理解なのであろうか。かかる理解が正しければ、2015年民法の契約外損害賠償は無過失責任というよりも、むしろ故意過失の立証責任を転換する中間責任、換言すれば行為者の故意過失の存在は請

⁹ 原文は、trách nhiệm bồi thường thiệt hại ngoài hợp đồng これまで「不法行為」と訳されることもあったが、本文で詳述するように、2015年民法が規定するこの制度は無過失責任、または過失の立証責任が転換された中間責任を原則としていると解されうる。この理解を前提とすれば、過失責任原則を基調として採用する伝統的不法行為概念から大きく離れるものであり、この制度を不法行為と訳出すことに筆者は違和感を覚える。ゆえに本稿では、不法行為という文言を充てることなく、原文に忠実に、契約外損害賠償責任、と訳している。

求原因事実ではないが、行為者に故意過失がないこと（＝不可抗力であること、又は、損害賠償請求者に完全な故意過失があること）が抗弁となる事実であり、行為者が立証責任を負う、と解すべきなのであろう。

なお、584条を適用しつつ、過失の有無を判断している裁判例（財産、健康侵害による契約外損害賠償請求事件、ドンタップ省人民裁判所、判決番号316/2017/DS-PT）を、脚注2で触れたSPCウェブサイトで見つけることができた。この事案は、控訴人（原审被告）が被控訴人（原审原告）をバイクで轢いて傷害を負わせたことに対して、被控訴人（原审原告）が治療費等その他の賠償を請求したものである。これは控訴審判決であるが、原审は、被告（＝行為者）に過失があることを認定しているようである。控訴審において、控訴人（原审被告）代理人弁護士は「被控訴人（原审原告）にも過失があること¹⁰」を主張したが、排斥されている。

このような、行為者の故意または過失の積極的な認定をする運用は一般的であるか否かは定かではない。しかし、実際の訴訟の現場では、（法律の文言から離れるとしても）行為者に、実質的な故意過失が積極的に認定できる場合に損害賠償を認めることで、損害賠償請求者と行為者の公平を大きく崩すことのない判断がなされているのかもしれない。

第7 遺産分割の時効

623条1項第1文、第2文は、「相続人の遺産分割請求の時効は相続開始から不動産につき30年、動産につき10年である。この期間が満了したときは、遺産はその遺産を管理している相続人に属する。」と規定する。その趣旨は「2015年民法解説書」にも詳述されているように、2005年民法645条は遺産分割に関する提訴時効だけを規定していたため、同期間経過後に遺産分割をめぐる紛争が解決できないまま存続することが多数生じており、かような事態を避けるために、時効期間経過後の遺産帰属を明確化する、というものである。

この規定は、改正作業時において日本側からは反対意見が出され、かつベトナム側でも意見が分かれた論点の一つであった。極めて簡潔に説明すれば、肯定説は、時効期間経過後の紛争防止の必要性を強調するが、否定説は、遺産管理する相続人以外の相続人が当該遺産を知り得ず、かつ、遺産管理する相続人もその遺産の存在を他の相続人に知らせなかった場合でも遺産管理者に遺産が帰属するのは不当ではないか、という実際の不都合性、及びこのような特殊な時効を設けなくても、一般的な善意悪意で期間を分けた取得時効の規定を設ければ足りるなど代替可能性の存在を主張していた。

結果的には、既述のように、肯定説が容れられたわけであるが、筆者が参加したセミナーでは、否定説が主張する上記の不都合性回避のために、同条で保護される「その遺産を管理する相続人」に、他の相続人がその遺産の存在を知ることが妨害した者は含まれない、と解すればよい、とする意見が出たことを記憶している。いわば、日本民法177条に関

¹⁰ 被害者に故意過失がある場合、賠償額が減額される(585条4項)。

する「背信的悪意者排除論」に通じうる見解と思われるが、ベトナムの現状では、下位法規範文書が発行されて、そのなかに明確な手がかりが与えられない限り、このような解釈が裁判官をはじめとする実務家の間に定着することは困難であろうと思われる。

第8 夫婦の共同遺言

2005年民法663条は夫婦共有財産につき、夫婦が共同で遺言をすること（＝夫婦で一つの遺言書を作ること）を認めていた。しかし、このような夫婦共同遺言をすると、夫婦の一方が遺言内容を変更する場合には他方の同意が必要である、夫婦の一方が死亡した場合には自己の財産に関する部分のみ変更できる（2005年民法664条2項）など、使い勝手がよいものとは思われなかった。そのため、改正作業時において、日本側からはこの夫婦共同遺言につき疑問を述べ続けていたところ、成立した2015年民法には、夫婦共同遺言を認める条文が落とされていた。これを受けて、同法の成立当初、日本側は、2015年民法はこの夫婦共同遺言を廃止した、と解していたのである。

ところが、「2015年民法典報告書」、「2015年民法典解説書」ともに、2015年民法は、夫婦共同遺言を認める規定を有さないが、同遺言を禁ずる規定もない、ゆえに、他の条項が規定する遺言の形式的、実質的要件を満たせば、夫婦共同遺言は許容される旨を説く。

私見では、この理解には無理が多いと思われる。論理的には、法が明示で禁じていない以上、他の要件を全て満たせば、夫婦共同遺言は許されると解する余地はあるのであろう。しかしながら、2015年民法には2005年民法のような、夫婦の一方が先に死亡した場合の遺言内容変更についての規定が全くない。夫婦と一緒に死亡することこそがまれであることを考えれば、このような場合の規定が2015年民法に全くないのに、夫婦共同遺言を認めてよいのであろうか。

加えて、「明示の禁止規定がない以上、他の要件を満たせば夫婦共同遺言が許容される」との理解は、夫婦でなくとも、さらには、2人を超える多数人であっても、他の要件を満たしさえすれば、共同遺言が認められうることになるろう。しかし、そもそも、そのような共同遺言を認める必要性があるのであろうか。仮に多数人による共同遺言の必要性がありうるとしても、多数人が全て死亡するまで、長期間にわたって遺言に基づく遺産分割ができないという事態が生ずるのは不都合ではないだろうか。疑問は尽きない。

第9 最後に

上述したものの以外にも、2015年民法が採用した新规定のなかで、実際の運用状況が気になるものがいくつもある。

例えば、表見代理に類似する制度（142条1項c号、143条1項c号）は、2015年民法で始めて採用された制度である。登記を信頼して、当該財産の引き渡しを受けた者を保護する規定（133条2項）も新たに採用されたものである。これら、権利概観理論を基礎にする規定につき裁判実務上、いかなる事実認定がなされているのか、それとも

その判断についての下位法規範文書の案内がない限り、使われていない状態が継続しているのか、興味深いところである。

また、形式要件を満たさないと無効である取引であっても、当事者が3分の2以上を履行した場合は有効になると規定する129条があるが、例えば不可分物の引き渡し債務の場合、実務上、いかなる場合に3分の2以上を履行したと認定できるのか。それとも、全部を引き渡さない限り、3分の2以上履行したと認定しないのか。その場合、可分物引き渡しの場合とバランスが取れているのか。これも、また、興味を引く規定である。

他にも注視すべき条項はあると思われるが、それらについての実務上の運用を知るために、SPCウェブサイト上の裁判例検索機能が進化していくことを大いに期待したい。少なくとも本稿作成時には、関連する条文での検索ができないようであるが、この状態が改善されれば、これまでは事件当事者以外は接近が困難であった下級審判決における（事実上の）解釈¹¹、事実認定の実態に、より容易に近づくことができよう。

最後になるが、本稿における現状の紹介及び私見に基づく考察は、はなはだ不十分なものであることを筆者はよく自覚している。しかしながら、これからも公私を問わず、この法典の研究を続けていきたいと思うところであり、今後も機会を捉えて、このような同法点の施行、運用の実態を発表することができれば幸いである。

¹¹ ベトナム憲法74条は、国会常務委員会が憲法、法律の解釈権を有する旨を明記している。